

事業系ごみの分け方・出し方

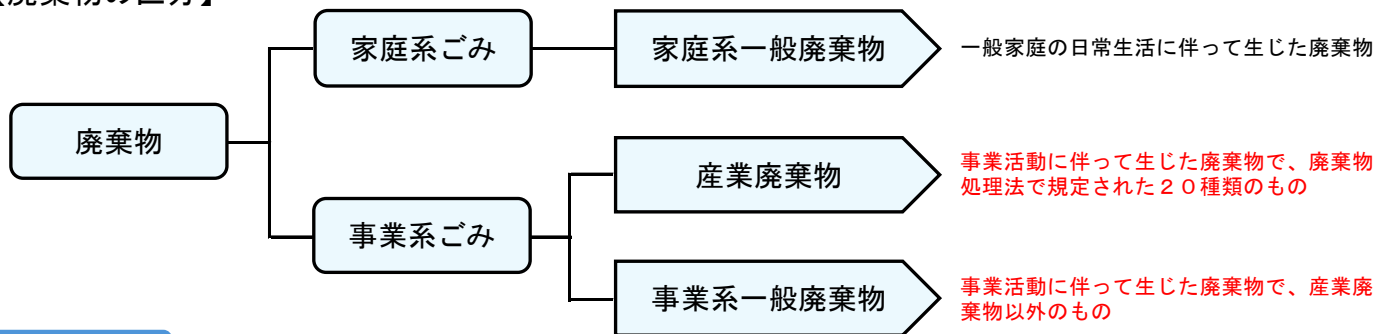
事業系ごみとは

事業系ごみとは、一般家庭から出るごみとは区別された、事業活動によって生じたごみのことです。事業系ごみは、大きく「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分され、その処理方法が異なります。

事務所などから出るお茶殻や弁当の食べ残しなど、家庭から出るごみと内容が変わらず少量であっても事業系ごみになります。

※ 事業活動とは、会社、工場、事務所、店舗、農業者など営利を目的とする活動だけでなく、病院、学校、福祉施設、官公署などの公共サービスや非営利の各種団体なども含まれます。

【廃棄物の区分】



事業者の責務

廃棄物処理法第3条により、事業活動に伴って生じたごみは、事業者が自らの責任において適正に処理することが義務づけられています。

事業系ごみの処理方法

事業系ごみは、家庭系ごみとは処理方法が異なります。ごみの内容、量の多少にかかわらず、ごみステーションに出すことはできません。

※ 事業系ごみをごみステーションに出す行為は、**不法投棄**とみなされます。

【事業系一般廃棄物】

家庭系ごみと同様に正しく分別し、事業者自らが大崎上島環境センターに直接持ち込むか、町の一般廃棄物収集運搬許可業者（大崎島環境衛生社 ☎ 62-1236）へ依頼してください。

※ 事業者が事業系ごみを直接搬入する場合には、搬入車両ごとに事業系一般廃棄物処理依頼届出書を大崎上島町環境衛生課環境衛生係（☎ 64-3513）に提出し、事業系一般廃棄物処理依頼届済証明書を取得する必要があります。（**届出車両以外での搬入はできません。**）

【産業廃棄物】

産業廃棄物は、町で処理することができません。県の許可を有する産業廃棄物処理業者へ依頼してください。

※ 産業廃棄物処理業の許可は、廃棄物を収集運搬する産業廃棄物収集運搬業と処分を行う産業廃棄物処分業に分けられています。（収集運搬許可業者と処理業許可業者の2者それぞれと契約する必要があります。）

産業廃棄物処理業者の検索

ひろしま産廃ネット（一般社団法人 広島県資源循環協会）

<https://www.hshigen.or.jp/> ☎ 082-247-8499